第 43 号 議 案

直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第４条第１項第２号に基づき国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を、次のとおり県が負担することについて、同意するものとする。

目　名	国の事業名	令和８年度負担対象事業費	令和８年度県負担限度額
漁場水産基盤整備費	令和８年度直轄特定漁港漁場整備事業	576,692,000円	74,970,000円

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事　　平　　田　　研

（提案理由）

国が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費の一部を県が負担することについて、漁港及び漁場の整備等に関する法律第20条第３項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。